公　　告

下記農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法第 41 条第３項の規定に基づき公告する。

令和８年 11 月４日

福島県知事

記

１　農地の所在等

番号	所在・地番	地目	面積（㎡）
1	会津若松市河東町倉橋字槻木東５番	田	1,069

２　農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
水稲の栽培	令和８年 12 月１日	10 年１月 （令和 18 年 12 月 31 日）	165,170 円

３　農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

福島県福島市中町８番２号
（福島県農地中間管理機構）
公益財団法人福島県農業振興公社
理事長　芳見　茂

４　農地の所有者等の情報

野口　アキ子（令和５年２月 28 日死亡）

５　補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに福島地方法務局若松支局に補償金を供託してください。

６　補償金の還付について

農地の所有者等は福島地方法務局若松支局において、補償金の還付を受けることができる。